

2020 年度

事業計画及び予算

一般社団法人 地方公務員共済組合協議会

目 次

1	2020年度事業計画	・・・・・・・・・・ 1
2	2020年度予算書	・・・・・・・・・・ 5

一般社団法人 地方公務員共済組合協議会

2020年度 事業計画

昨年の10月1日に消費税率が8%から10%に引上げられ、社会保障の充実・安定化と、そのための安定財源確保と財政健全化の同時達成を目指した社会保障・税一体改革が一区切りした。

今後は、現役世代の急減、高齢者数がピークを迎える2040年頃を見据えた社会保障改革が課題となっており、これらを検討する場として、昨年10月に厚生労働省内に「2040年を展望した社会保障・働き方改革本部」が設置された。

また、昨年9月には、政府内に「全世代型社会保障検討会議」が設置され、同年12月には、年金、医療、介護、労働の各分野の改革について、中間報告が行われ、その中の年金及び雇用分野については、今通常国会に法案として提出される予定となっており、今後、同検討会議では、医療保険における給付と負担の見直しなどを中心に検討されることになっている。

地方公務員共済組合協議会（以下、「協議会」という。）としては、今後、これら政府及び関係機関において、検討される事項や施策のうち、地方公務員共済制度と密接に関連する事項について、調査・研究・情報の収集に重点を置きつつ、関係共済組合等の協力を得て次の事業を行うものとする。

1 調査・研究事業と情報提供事業

(1) 医療関係におけるマイナンバーを利用した情報連携

医療関係におけるマイナンバーを利用した地方公務員共済組合と地方公共団体等との情報連携については、2018年10月から運用が開始された。

当該情報連携を地方公共団体等と行うにあたっては、政府が設置した情報提供ネットワークシステムとの中間に位置する中間サーバを経由して行うこととなるため、社会保険診療報酬支払基金（以下、「支払基金」という。）が開発・設置した当該中間サーバの利用契約（以下、「中間サーバ利用契約」）が必要であり、2019年度の間中間サーバ利用契約からは、協議会が各共済組合からの委任を受けて、支払基金と契約締結を行っている。

この中間サーバは、2020年6月にクラウド化（以下、「新中間サーバ」という。）されることになっており、同年4月以降、当該中間サーバから新中間サーバへ特定個人情報を含むデータ移行作業が行われることとなっている。また、このため、当該データ移行作業に係る覚書を支払基金と締結することになっている。

協議会としては、新中間サーバへの移行作業が支障なく行われるよう支払基金と連絡を密にし、確認等を行うと共に、当該データ移行作業後の情報連携業務が滞りなく行われているか、支払基金から必要な事項の情報提供を受けるなど、各共済組合と支払基金との間に立ち、所要の連絡調整事務を行う。

(2) 年金関係におけるマイナンバーを利用した情報連携

年金関係におけるマイナンバーを利用した情報連携については、地方公務員共済組合から地方公共団体等への情報照会については、2019年7月1日から、地方公共団体等から地方公務員共済組合への情報照会については、

2019年10月30日から開始されている。

協議会としては、今後も、当該情報連携業務が適正に行われるよう注視していく。

(3) オンライン資格確認導入について

オンライン資格確認については、その導入等を盛り込んだ「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律案」が2019年5月15日に可決・成立し、オンライン資格確認の導入が法制化された。

オンライン資格確認については、被保険者の資格履歴を個人単位で一元管理するため、支払基金及び公益社団法人国民健康保険中央会（以下、「支払基金等」）が管理・運営することとなっているオンライン資格確認等システムを各医療保険者が利用し、行うこととなっている。

オンライン資格確認等システムの運用は、前記（1）中記載の中間サーバをクラウドに移行したうえで開始することとされており、本年10月頃に、被保険者の資格情報データの初期登録、同システムの運用テスト等を経て、2021年3月を目途に資格確認運用開始の予定とされている。

協議会では、2018年9月に厚生労働省内に設置された「オンライン資格確認等検討会議」及び「オンライン資格確認等検討会議実務者ワーキンググループ」等を通じ、情報収集及び各共済組合への情報提供を行うと共に、本年秋口以降に本格化するオンライン資格確認導入の準備作業が遅滞なく行われるよう、総務省及び厚生労働省並びに各共済組合と連絡を密にし、進捗状況を注視していく。

また、各地方公務員共済組合がオンライン資格確認等システムを利用するにあたっては、支払基金等との所要の手続きなどが必要と思われることから、そのスキーム作りについても、総務省及び各共済組合並びに支払基金等と検討を進め、適切に対応をしていく。

(4) 特定健診・保健指導関係

後期高齢者支援金の加算減算制度については、特定健診・保健指導や予防・健康づくり等に取り組む保険者に対するインセンティブをより重視する仕組みに見直しがなされ、昨年12月に2018年度の特定健診・保健指導の実施率等に基づく、減算対象保険者が公表された。

2020年度は、加算減算制度の中間見直しの年度と位置づけられ、本年夏頃を目途に2020～2022年度における加算制度が、同10月頃を目途に同減算制度が、それぞれ決定される予定となっている。

これらについては、協議会が参画している「保険者による健診・保健指導等に関する検討会」及び地方公務員共済組合が参画している「実務担当者による特定健診・保健指導等に関するワーキンググループ」、「後期高齢者支援金の加算・減算制度検討ワーキンググループ」を通じ、情報収集又は情報交換を行い、適宜、各共済組合に対し、情報提供を行う。

なお、前記（3）に関連して、被保険者本人がマイナポータルを利用して特定健診等情報を閲覧が可能、又は、医療機関・薬局が被保険者本人の同意を得てオンライン資格確認と併せて特定健診等情報の照会が可能、となるよう、オンライン資格確認等システムにおいて被保険者の個人単位被保険者番号と特定健診等情報を紐づけ、同システムで一元管理することと

されている。このため、前記（３）と同様、本年 10 月頃から、運用テスト等の準備作業が予定されており、オンライン資格確認と同様、2021 年 3 月を目途に、特定健診等データ等のマイナポータルによる閲覧開始が予定されている。

このため、協議会においては、前記（３）と同様、総務省及び各共済組合並びに支払基金等と連絡を密にし、運用開始までの進捗状況に注視していく。

（５） 長期給付制度

退職等年金給付など長期給付のあり方について調査研究を行う。

（６） 資金運用

共済組合における年金資金の効率的な運用のあり方について調査研究を行う。

（７） その他共済組合事業

貸付制度等福祉事業、宿泊施設及び保健施設の運営のあり方、共済組合における監査のあり方など、事業全般についての調査研究を行う。

（８） その他事項に係る会員への連絡調整・資料提供

前記に掲げる事項以外の調査・研究に伴い、収集し又は作成した資料については、必要に応じ、速やかに会員及び関係機関に連絡のうえ、資料等の情報を提供する。

2 関係機関との連絡調整事業

（１） 総務省等との連絡調整

総務省、文部科学省及び警察庁のほか、共済制度に関連する諸制度を所管する財務省、厚生労働省等との連絡を密にし、制度の改正、その他共済組合の給付及び事業に関する情報の入手に努めるとともに、各種審議会等の審議の状況等を把握し、共済組合等にその動向を提供する。

（２） 要望書等の提出

共済制度の整備改善事項について、各共済組合等からの意見の申出又は要望等の取りまとめを行い、所管官庁を含む関係機関に対し、要望書等の提出を行う。

3 事業年報の発行事業

地方公務員共済組合の給付及び事業に関する統計資料として「地方公務員共済組合等事業年報」を発行し、正会員、賛助会員及び関係機関に配付する。

4 研修及び人材の育成事業等

（１） 業務調査部会等

共済組合の職員等を対象に、必要に応じ、業務調査部会など共済制度の改正に関する説明会等を開催し、共済事業の円滑な運営に資する。

（２） 賛助会員懇話会

正会員及び賛助会員を対象に「賛助会員懇話会」を開催し、共済組合制度について一層の理解を深める。

（３） 共済資金運用セミナー

正会員及び賛助会員を対象に年金資金の運用に関する「共済年金資金運

用セミナー」を開催し、年金資金運用の重要性について更に理解を深める。

(4) 社会保障制度研究セミナー

正会員及び当該正会員である連合会を構成する地方公務員共済組合の幹部職員を対象に、社会保障制度研究セミナーを開催し、年金制度ほか共済組合の事業に関連する年金以外の医療、介護などの社会保険制度並びに疾病予防等の公衆衛生等の社会保障制度全般について、更なる理解を深めてもらう。

5 契約代理事業等

(1) 契約代理事業

各共済組合からの委任により、当協議会が各共済組合の代理人として、関係機関と締結している契約に係る契約事務などを行う。

なお、主な契約等は次のとおりである。

- ① 社会保険診療報酬支払基金との医療費支払契約及び特定健診等費用決済等契約並びに出産費等支払契約
- ② 社会保障・税番号制度の情報連携業務に関する契約
- ③ 令和2年度 運営負担金等に関する覚書
- ④ 医療保険者等向け中間サーバ等のデータ移行等に関する覚書（2020年度限り）
- ⑤ 公益社団法人国民健康保険中央会との出産費等支払契約
- ⑥ 特定健康診査等に係る全国組織の実施機関との契約
- ⑦ 各都道府県単位で行う特定健康診査等に係る実施機関との契約に関する共済組合からの委任状の取次・回送業務
- ⑧ 柔道整復師の施術に係る療養費の受領委任の取扱いに関する契約

(2) 地共済年金情報システム事業

地共済年金情報 WEB サイトを通じた組合員等への年金見込額等の情報提供サービスが円滑に行われるよう、地共済年金情報ホームページシステムの保守・運営を行っていくとともに、当該情報提供サービスに課題等が生じた場合においては、「地共済年金情報ホームページシステム委員会」を通じ、各共済組合等とも連絡を密に図りながら、課題等に対して検討等を行っていく。

なお、地共済ホームページシステムの保守・運営契約が 2020 年度をもって終了するため、新たな地共済ホームページシステム及び運営保守について、現在、「地共済年金情報ホームページシステム委員会」での審議が続けられている。このため、当協議会としては、審議結果を踏まえて対応するための所要の措置を講じる。

(3) その他

その他必要な事業を行う。

6 その他

令和2年5月7日に現在の事務所の所在地である「東京都港区赤坂8丁目5番26号」から「東京都千代田区内幸町2丁目1番1号」に移転するための所要の措置を講じる。

2020年度予算書

2020年4月1日から2021年3月31日まで

(単位:千円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
①会費収益			
正会員会費収益	25,000	25,000	0
賛助会員会費収益	8,900	9,000	▲ 100
会費収益計	33,900	34,000	▲ 100
②事業収益			
地共済年金情報システム事業負担金収益	169,851	60,229	109,622
研修会等事業負担金収益	1,576	1,622	▲ 46
事業収益計	171,427	61,851	109,576
③雑収益			
雑収益計	24	8	16
経常収益計	205,351	95,859	109,492
(2) 経常費用			
①事業費			
給料手当	9,661	9,788	▲ 127
臨時雇賃金	3,169	0	3,169
退職給付費用	467	466	1
福利厚生費	1,124	1,477	▲ 353
会議費	6,736	6,926	▲ 190
図書購入費	328	310	18
消耗品費	87	155	▲ 68
印刷製本費	1,592	1,599	▲ 7
賃借料	1,694	1,151	543
賃借料負担金	2,854	1,457	1,397
委託費	168,780	64,178	104,602
通信運搬費	572	635	▲ 63
租税公課	1,447	1,137	310
事業費計	198,511	89,279	109,232
②管理費			
給料手当	1,449	1,468	▲ 19
臨時雇賃金	0	0	0
退職給付費用	70	70	0
福利厚生費	168	221	▲ 53
会議費	1,715	1,715	0
図書購入費	49	46	3
交際費	500	500	0
消耗品費	13	23	▲ 10
印刷製本費	75	75	0
賃借料	254	173	81
賃借料負担金	428	219	209
旅費交通費	75	220	▲ 145
委託費	1,316	1,085	231
通信運搬費	86	95	▲ 9
負担金	524	530	▲ 6
租税公課	52	90	▲ 38
雑費	66	50	16
管理費計	6,840	6,580	260
経常費用計	205,351	95,859	109,492
当期経常増減額	0	0	0

(単位:千円)

科 目	当年度	前年度	増 減
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	0	0	0
一般正味財産期首残高	21,877	19,126	2,751
一般正味財産期末残高	21,877	19,126	2,751
II 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0
III 正味財産期末残高	21,877	19,126	2,751

(注) 借入金限度額 10,000,000円